

# 東御市浄化槽管理協会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この協会は、浄化槽に関する知識の向上を図り、その維持管理を適正に実施していくことによって、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 この会の名称は、東御市浄化槽管理協会（以下「協会」という。）と称する。

### (事業)

第3条 協会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 河川等の水質保全
- (2) 浄化槽の適正な維持管理の推進
- (3) 浄化槽の維持管理に関する知識の啓蒙普及
- (4) 浄化槽の維持管理に関する研修会、講習会の開催
- (5) その他、目的達成に必要な事項

### (事務局)

第4条 協会の事務局を、東御市役所内に置く。

## 第2章 会員

### (組織)

第5条 協会は、趣旨に賛同する次の者により組織する。

- (1) 東御市内に居住、若しくは事業所・店舗を有し、合併処理浄化槽を設置又は設置しようとする者。
- (2) その他、協会の目的達成のために会長が必要と認める者。

### (会員の加入)

第6条 協会に加入しようとする者（以下、「会員」という。）は、加入申込書（様式第1号）を会長に提出し承認を得て加入する。

### (会費)

第7条 会員は、年度ごとに次の各号に定める区分に従い会費を納入しなければならない。

- (1) 10人槽以下の浄化槽を設置する会員 1,000円
  - (2) 11人槽以上の浄化槽を設置する会員 2,000円
- 2 会費は前納とし、協会が発行する納入通知書によって期日までに協会へ納入する。

(会員の退会)

第8条 会員は、退会届(様式2号)を会長に提出し承認を得ることにより、任意に脱退することができる。ただし、次の各号に該当する未然事項を完遂しなければならない。

- (1) 浄化槽法第10条の規定による保守点検、清掃義務の履行
- (2) 浄化槽法第11条に規定による検査義務の履行

(会員の資格喪失)

第9条 本会の会員が次の各号いずれかに該当したときは、会員としての資格を失うものとする。

- (1) 会員から脱退届が提出されたとき。
- (2) 会員である事業所・店舗等が閉鎖または解散したとき。

### 第3章 役員及び代議員

(役員)

第10条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 12名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第11条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、会長は速やかに役員を補充選任する。ただし、その役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第13条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、総会に付議すべき事項を審議するほか、総会により委任された事項及び会計執行

上の重要事項を審議決定する。

(4) 監事は、協会の会務並びに経理について監査し、総会で会計報告を行う。

(代議員)

第14条 協会に会員の代表として代議員をおく。

(代議員の選出および任期)

第15条 代議員は役員以外から選出し、選出単位は、田中地区1名、滋野地区3名、柵津地区8名、和地区4名、北御牧地区8名とする。

2 代議員の任期は、2年とし再任を妨げない。

3 代議員に欠員が生じたときは、会長は速やかに代議員を補充選任する。ただし、その役員の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第4章 会議

(会議)

第16条 協会の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第17条 総会は、役員及び代議員をもって構成し、毎年1回会長が招集し、議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合、又は理事の過半数の開催要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、代議員定数の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

(総会の付議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 規約の制定、変更、廃止に関すること。

(2) 事業の計画並びに報告の承認に関すること。

(3) 予算の決定並びに決算の認定に関すること。

(4) 役員の承認に関すること。

(5) その他運営上必要なこと。

(役員会)

第19条 役員会は役員をもって構成し、会長が招集し議長となる。

2 役員会は、過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

(役員会の付議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会の決議により委任された事項
- (2) 総会の議案に関する事項
- (3) その他運営上、必要と認められる事項

(議決)

第21条 総会、役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の臨席)

第22条 会長は、総会及び役員会に際して、専門的知識を有する者の出席を要請し、意見を求めることができる。

## 第5章 会計

(会計)

第23条 協会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第23条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までに終わる。

## 第6章 雑則

(補則)

第24条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年 4月 1日より施行する。

## 東御市浄化槽管理協会加入申込書

平成 年 月 日

会 長 様

住 所

加入申込者

氏 名

⑩

〔 法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私は、東御市浄化槽管理協会の目的に賛同しますので、規約第6条の規定により協会への加入を申込みます。

浄化槽設置場所住所	
建物等所有区分	1、持家            2、借家（所有者氏名：           ） 3、事業所・店舗（名称：           ）
浄化槽供用開始日	
浄化槽型式	
浄化槽人槽区分	人槽
保守点検業者	
清掃業者	

※保守点検業者、清掃業者が定まっていない場合は、“協会委任”と記載してください。協会が選定したのち通知します。

## 東御市浄化槽管理協会退会届

平成 年 月 日

会 長 様

住 所

氏 名 ㊞

〔 法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

東御市浄化槽管理協会規約第8条の規定により、協会から退会したいので届け出ます。なお、脱会後も浄化槽法並びに関係法令を遵守し、適正な維持管理に努めることを誓約します。

所 有 者 コ ー ド		
浄 化 槽 番 号		
退 会 の 理 由		
退 会 後 の 維 持 管 理	保 守 点 検 業 者 名	
	清 掃 業 者 名	
	法 定 検 査 機 関	社 団 法 人 長 野 県 浄 化 槽 協 会
備 考	添付書類： ・保守管理業者並びに清掃業者との委託契約書の写し ・社団法人 長野県浄化槽協会との法定検査契約書の写し	